

会計基準情報 (2014. 10-11)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している**会計基準 Digest**のうち、2014年10月分と、2014年11月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digestの本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの**会計基準 Digest 2014/10**、**会計基準 Digest 2014/11**を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I 日本基準

法令等の改正

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布（平成26年10月23日 金融庁）

本改正府令は、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」において「女性の更なる活躍促進」の提言がなされたことを踏まえ、有価証券報告書等において各会社の役員の男女別人数及び女性比率を記載することを義務付けたものである。

また、有価証券報告書を当事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合で、役員の選任に関する議案が定時株主総会等の決議事項とされている場合には、役員の選任に関する議案の内容と併せて、定時株主総会における議案が承認可決されたと仮定した場合の役員の男女別人数及び女性の比率を記載すべきという考え方が金融庁より示されている。

本改正府令は、平成27年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/10/24

2. 会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正案の意見募集（平成26年11月25日 法務省）

平成26年6月20日に成立し同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、会社更生法施行令及び会社法施行規則、会社計算規則その他の法務省令の改正案の意見募集が開始された。

本改正案には、会社法の改正に伴い、改正会社法で新たに設けられる監査等委員会設置会社に係る規定の整備、社外取締役等に関する株主総会等参考書類、事業報告等に係る規律の改正、子会社等及び親会社等に係る規定の新設、多重代表訴訟等に係る規定の整備、内部統制システムの整備に係る規定の改正、特別支配株主の株式等売渡請求に係る規定の整備、「社外役員」等の定義規定の改正、ウェブ開示事項の拡大等が盛り込まれている。

意見募集期間は平成26年12月25日までである。

本改正案は改正法の施行日から施行される予定である。なお、改正法の施行日は平成27年5月1日を予定していることが、本意見募集において明らかにされている。

本誌特集③「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会

社法施行規則等の改正案の意見募集」参照。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/2

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

1. 「会計制度委員会報告第15号『特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針』の改正について」等の公表（平成26年11月4日 JICPA）

本改正は、所要の見直しの一環として、現行の関連法令との整合性を図る軽微な字句修正をしたことに加えて、リスク負担割合に関する経過措置規定の削除と不動産流動化取引の更新時の適用及び会計処理の明確化を行うものである。

本改正の概要は以下のとおりである。

- リスク負担割合に関する経過措置の削除
平成13年3月31日までに行われた不動産流動化取引の譲渡時及び更新時について、リスク負担割合を「おおむね5%の範囲内」を「10%の範囲内」と読み替えて適用することを認める経過措置が、削除されている。
- 不動産流動化取引の更新時の適用及び会計処理の明確化
特別目的会社が発行する証券等の期限到来に伴う更新（リファイナンス）時においては、更新（リファイナンス）時の適正な価額に基づいてリスク負担割合を算定し、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転していると認められない場合には、更新（リファイナンス）時に適正な価額によって買戻しが行われたものとして処理する。

ただし、その更新（リファイナンス）が、譲渡人の当初のリスク負担の金額（＝当初流動化時に本実務指針に基づきリスク負担割合を算定した際のリスク負担の金額）の増加を伴わないものである場合には、当初の会計処理（改正前のリスク負担割合を10%の範囲内とする経過措置を適用した場合の処理を含む）を見直す必要はないとされている。

平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/11/11

2. 「会計制度委員会報告等の改正（字句・体裁修正等内容の変更を伴わない修正）について」等の公表
（平成26年11月4日及び11月28日 JICPA）

本改正は、現在適用されている一連の会計制度委員会報告等について棚卸が行われた結果、会計制度委員会報告等について字句修正等の見直しが行われたものである。なお、本改正は、現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等であり、現行の取扱いを変更するものではないものとされている。

本改正は、公表日から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/12/1

【公開草案】

1. 「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」の公表（平成26年11月21日 ASBJ）

本公開草案では、平成26年6月30日付 実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」において別途定めることとされていた契約変更時の借手の会計上の取扱いについて、明確化が図られている。

本公開草案の概要は以下のとおりである。

- ファイナンス・リース取引かどうかの再判定
再判定にあたっては、契約変更時に、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日に遡って判定を行う。現在価値基準を適用する場合において現在価値の算定のために用いる割引率は、契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における貸手の計算利率を知り得る場合はその利率とし、知り得ない場合は契約変更後の条件に基づいて当初のリース取引開始日における借手の追加借入に適用されていたであろうと合理的に見積もられる利率とする。
- オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引への変更
再判定の結果、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引となるリース取引については、契約変更日より通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- その他のリース取引に係る現行の取扱いへの影響
本公開草案に定めるリース契約の変更の取扱いは、本ス

キームに基づくリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではない。

コメントの締切りは平成27年1月21日である。
改正実務対応報告は、公表日以後適用することが提案されている。

あずさ監査法人の関連資料

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) 2014/11/26

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#) へ

II 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

2014年7月に、企業会計基準委員会より修正国際基準に関する公開草案が公表され、コメントが募集されていた。当該公開草案へのコメントは、2014年10月31日に締め切られた。

2014年11月21日、IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という）は、修正国際基準の検討を再開した。第18回の作業部会では、2014年7月に公表された修正国際基準の公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討した。今後の作業部会でも引き続き、寄せられたコメントへの対応の検討が行われる予定である。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#) へ

III IFRS

会計基準等の公表（IASB、IFRS 解釈指針委員会）

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

1. 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS第2号の改訂案）」の公表（2014年11月25日 IASB）

本公開草案は、以下の3つの論点に関するIFRS第2号の限定的な改訂を提案している。

- 権利確定条件を含む現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定
- 源泉徴収税を控除して決済される株式に基づく報酬
- 現金決済型から持分決済型への分類変更となる株式に基づく報酬取引

適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定する予定である。適用方法は、将来に向かって適用することが提案されている。ただし、必要な情報が入手可能な場合は、遡り適用を認めることが提案されている。コメントの締切りは2015年3月25日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [IFRS ニュースフラッシュ\(日本語\)](#) 2014/11/28

我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部改正」（平成26年11月14日 金融庁）

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）」を一部改正した。

これにより、IASBが平成26年1月1日から6月30日までに公表したIFRS第14号「規制繰延勘定」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を含む国際会計基準が、新たに指定国際会計基準に含まれた。また、指定国際会計基準に含まれる基準の名称等の一部変更が加えられた。

本改正は、平成26年11月14日付で官報掲載され、同日から適用されている。

あずさ監査法人の関連資料

■ IFRS ニュースフラッシュ (日本語) 2014/11/17

IASB と我が国の任意適用制度をめぐるその他の動向

1. 佐藤隆文氏がIFRS財団の評議員に就任 (2014年10月30日 IASB財団)

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会は、2014年10月30日に、モニタリング・ボードが日本取引所自主規制法人理事長の佐藤隆文氏を同財団の評議員に起用することを承認したと発表された。

佐藤氏は、評議員会の副議長、藤沼亜起氏の退任を受けて就任する。なお、同氏は、2007年から2009年まで金融庁長官を務めている。

佐藤氏の評議員への就任日は2014年11月1日である。当初の任期は2017年12月31日までとなっているが、3年間延長される可能性がある。

2. 企業会計審議会が会計部会の設置を承認 (平成26年10月28日 金融庁)

金融庁の企業会計審議会は、平成26年10月28日の総会で、会計部会の設置を決議した。

同部会では、国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計をめぐる事項について必要な審議・検討を行うこととされている。

IFRS についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト \(IFRS\) へ](#)

Ⅳ 米国基準

会計基準等の公表 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Updates : ASU))】

1. EITFのコンセンサスに基づく2つのASUの公表

FASBは、発生問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force; EITF) のコンセンサスに基づく以下の2つのASUを公表した。

- ASU第2014-16号「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) : 株式の形式で発行された混合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断」(2014年11月3日 FASB)

本ASUは、株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかを判定する際に、区分処理するか否かが評価される組込デリバティブを含めた混合金融商品全体の経済的な特性及びリスクを考慮することにより、主契約の性質を判断することを企業に義務付けるものである。

本ASUは、公開企業に対しては2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用される。早期適用は、期中会計期間を含め認められる。

- ASU第2014-17号「企業結合 (Topic 805) : プッシュダウン会計」(2014年11月18日 FASB)

本ASUは、被取得企業に対し、支配の変更を生じさせる事象 (change-in-control event) が発生した場合に、個別財務諸表上でプッシュダウン会計を適用することを認めるものである。被取得企業は、支配の変更が生じる個々の事象ごとにプッシュダウン会計を適用するか否かを選択し、支配の変更が生じる報告期間にプッシュダウン会計を適用することができるようになる。

本ASUは、2014年11月18日以後に発生した支配の変更を生じさせる事象に対し、適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-44 \(日本語\)](#)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

1. 簡素化に関する2つのASU案の公表 (2014年10月14日 FASB)

FASBは、U.S. GAAPにおける「簡素化の取組み (Simplification Initiative)」の一環として、以下の2つのASU案を公表した。

● ASU案「利息－利息の帰属計算 (Subtopic 835-30)：社債発行コストの表示の簡素化」

本ASU案は、社債発行コストを社債のディスカウント及びプレミアムの表示と整合させ、貸借対照表上、社債から直接控除して表示することを提案している。

● ASU案「報酬－退職給付 (Topic 715)：雇用主の確定給付債務及び制度資産の測定日に関する簡便法」

本ASU案は、会計年度末が月末ではない雇用主に対し、会計年度末に最も近い月末時点において、確定給付債務及び制度資産を測定することを認める実務上の簡便法を提案している。

「簡素化の取組み」は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、U.S. GAAPにおいて、コストや複雑性が軽減可能な分野を特定、評価し、改善することを目的としている。

両ASU案ともに、適用日は、市場関係者からのコメントを検討した後に決定される。コメントの締切りは2014年12月15日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-45](#) (日本語)

2. EITFのコンセンサスに基づく2つのASU案の公表 (2014年10月30日 FASB)

FASBは、発生問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force, EITF) のコンセンサスに基づく、以下の2つのASU案を公表した。

● ASU案「1株当たり利益 (Topic 260)：マスター・リミテッド・パートナーシップによるドロップダウン取引が過去の1口当たり利益に与える影響」

本ASU案は、マスター・リミテッド・パートナーシップに関して、ドロップダウン取引（ジェネラル・パートナーからリミテッド・パートナーシップに対する純資産の移転）が行われる前の比較期間の1口当たり利益を算定する場合に、移転された事業の当期純利益をすべてジェネラル・パートナー持分に配分することを提案している。

● ASU案「公正価値測定 (Topic 820)：1株当たり純資産価値で測定している特定の投資に関する開示」の公表

本ASU案は、実務上の簡便法を適用して公正価値を純資産価値で測定している投資について、以下の提案を行っている。

- 公正価値ヒエラルキーに区分するという規定を削除する。
- 純資産価値により測定するという実務上の簡便法が適用されうるすべての投資に要求されていた開示を、企業が、実務上の簡便法を適用することを選択した投資のみに限定する。

両ASU案ともに、適用日は、市場関係者からのコメントを検討した後に決定される。コメントの締切りは2015年1月15日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-44](#) (日本語)

その他の動向

1. 米国財務会計基準諮問委員会 (FASAC) メンバーの専任

FASBの監督機関である米国財務会計財団 (FAF) の評議員会は2014年11月21日、米国財務会計基準諮問委員会 (FASAC) に新たに7名のメンバーを任命した。FASACは、FASBに対し、戦略上の問題、プロジェクトの優先順位及び会計基準設定に影響を及ぼすその他の問題について助言を行うことを目的としている。

作成者代表の一人として、ソニー株式会社の子会社である米国ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント社のSean Miller氏が選出されている。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：高田朗、島田諤子

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.